

焼津市農業委員会 4 月総会議事録

1 日時

令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 2 時 ～ 午後 3 時 30 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	×	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	杢村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	×	1 4	吉田 とり	×			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第 4 号 農業用施設証明願について

第 5 号 農地の利用目的変更届出について

第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可通知について

第 7 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 5 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明書の交付について

第 6 号 非農地証明書の交付について

第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

第 9 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>16 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 6 年 4 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。2 番石田芳雄委員、11 番村松正二委員の両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 7 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 7 号までを朗読】
議長	質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 7 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 7 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 1 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 1 を朗読後、説明】 申請地の場所は、静岡福祉大学より北へ約 50m に位置している市街化調整区域内の農地です。 譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものがあります。 農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 2 番	ただいま事務局から説明があったとおりです。 こちらの土地は静岡福祉大学北側の土地で、4 月 6 日に現地確認を行いました。写真のとおり草が多く、5、6 年は耕作していないような状態でした。申請人は、最新の機械も揃っており、耕作管理も行っており、現地調査並びに地区審査では許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】

	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 1 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 1 は許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号の番号 2 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 2 を朗読後、説明】 申請地の場所は、市中新田配水場より南へ約 500m に位置している市街化調整区域内の農地です。 譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものがあります。耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 2 番	ただいま事務局から説明があったとおりです。 駿河西病院の近くで、東海ボデー製作所の北側の土地となります。 スライドのとおり、申請地周辺の農地は地主 6 名ほどで、申請人も 1.2 ヘクタール程買っており、その中で当該土地が残っている状態となります。申請人は、水路を挟み両側の農地を 1 枚にしてしっかりと耕作をしていました。その他、治長請所の農地等、最新機械や先進的な技術を駆使し、耕作管理をしています。現地調査並びに地区審査では許可相当と判断しました。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 2 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 2 を許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号の番号 3 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 3 を朗読後、説明】 申請地の場所ではありますが、藤守の農地は航空自衛隊静浜基地より南へ約 400m に位置し、下小杉の農地は水産加工団地より南へ約 600m に位置しており、ともに市街化調整区域内の農地であります。 申請地は、現在譲受人が利用権を設定し、耕作を行っているところでありますが、今回、申請地を譲受人より取得し、引き続き耕作を行うべく申請に及んだものであります。 耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題なく、事務局判断では、許

	可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 29番	4月6日地区委員3名で現地調査を行いました。申請者は現在借り入れて申請地を耕作しており、今回規模拡大のため購入することとなりました。機械、道具も問題なく、地区では許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号3を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号3を許可することに決定しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号1、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号1、および議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号1は関連する議案になりますので、一括して審議を行います。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号1、議案第3号、番号1及び議案第4号、番号1を朗読後、説明】 申請地の場所は、東名高速道路焼津ICより北へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、当初計画者が自己の住宅及び物置を建築するため、昭和47年3月24日付けにて、八楠の農地152㎡について農地法第4条の許可、八楠の農地115㎡については農地法第5条の許可を得て目的どおりの建築を行い、住宅敷地として利用していましたが、転用確認と地目の変更を行わないまま住宅等を取り壊した後は、更地の状態のまま現在に至ります。 当初計画者は既に亡くなっており、その相続人たちも他所に自己の住宅があり、申請地を今後利用する予定もないことから譲渡したく、また、承継者においては、申請地に自己の住宅を建築したく今般の申請に及んだものです。 申請地の北側及び東側は田、南側は宅地、西側は水路をはさんで道路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 20番	今回の件につきましては、事務局から説明があったとおり、当初の計画者は昭和47年に4条、5条の両方の許可を受け、埋め立て、造成を行い、建築物

	を設置しておりました。しかし計画者は地目の変更等手続きを行わないまま、令和4年に逝去されました。そのため、現在、上物はすでに撤去されており、今回相続人や5条申請者の連名により4条、5条の計画変更承認申請を行うものであります。 4月4日に地区担当委員3名で現地を確認し、協議を行いました。昭和47年当時の申請により造成も済んでおり、壁については老朽化により新しく設置されてはいましたが、当時の許可のとおりでしたので、今回の申請も許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号1、議案第3号の番号1及び議案第4号の番号1を許可することに異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号の番号1、議案第3号の番号1及び議案第4号の番号1を許可することに決定しました。 次に、議案第4号の番号2を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号、番号2を朗読後、説明】 申請地の場所は、市立黒石小学校より南へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、三右衛門新田の農地370㎡について、資材置場敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、市内中根にて建設業を営む法人であります。 現在、法人が所有する南側の雑種地を資材置場として使用しておりますが、資材置場の面積が不足し、支障を来していることから、これを解消するため、資材置場の拡張を図りたく、また譲渡人においては周囲が宅地化され耕作には適していないことからこれを譲渡すべく、今回の申請に及んだものであります。 申請地の北側は水路、東側は畑、南側は譲受人が所有する雑種地、西側は道路であります。 隣地の雑種地との一体利用にて、全体面積は1,031.44㎡であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 2番	ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。 150号バイパスの三右衛門新田のさとがある交差点の西側になります。 申請人は、現在の資材置き場では不足しており、拡張をしたいという申請で

	す。現地調査した結果、東側が畑、西側が道路、南側が既存の資材置き場、北側は水路のため、周りの農地に与える影響はないかと思われ、地区審査では許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号2を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号、番号2を許可することに決定しました。 次に、議案第4号、番号3を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号、番号3を朗読後、説明】 申請地の場所は、水産加工団地より南へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、一色の農地175㎡について、農業用資材置場及び駐車場として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、申請地から約30mの近接地に所有している田にて耕作を行っておりますが、通作における車両の駐車場の確保に苦労していること、農繁期における農機具等の資材置場を必要とすることから、農作業時の効率化を図るべく、申請地を農業用資材置場等にて利用したく、今般の申請に及んだものです。 申請地の北側及び西側は水路、東側は雑種地、南側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 4番	4月5日に委員3名で現地調査に行っていました。 先ほどの事務局の説明のとおりでございます。行ってみたところ、道路が狭く、すれ違いも困難であるところで、車や機械を置くところもなく、大変なところであると思いました。委員で現地調査の結果、周辺農地に与える影響は軽微であると考え、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号3を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号、番号3を許可することに決定しました。 次に、議案第4号、番号4を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局	【議案第４号、番号４を朗読後、説明】 申請地は、はばたき橋より北西へ約 500mに位置している第１種に該当する農地です。 本件は、上泉の農地 299 ㎡について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。 借人においては、現在は市外にて借家住まいであります、家族が増えて住居が手狭となったこと、また将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は宅地、東側及び南側は畑、西側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第１種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 ３番	この件は分家住宅敷地の申請であります。４月 10 日 3 人で現地確認をし、先ほどの事務局の説明のとおり、問題はないと判断をしました。そして許可相当としました。 ただ、残された農地が非常に狭い土地であるため、今後荒れることのないよう、農地として利用されることを希望します。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第４号、番号４を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第４号、番号４を許可することに決定しました。 次に、議案第４号、番号５を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第４号、番号５を朗読後、説明】 申請地は、市大井川庁舎より西へ約 800mに位置している第３種に該当する農地です。 本件は、下江留の農地 956 ㎡について、駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人においては、申請地の近隣にある飲食店に土地を店舗駐車場敷地として貸しております。 飲食店の来店者数の増加及び業務拡大等により、従業員用及び業務用車両の駐車場を増設する必要が生じたため、申請地を譲り受けて駐車場整備を行い、これを飲食店に貸し出しをしたく、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は雑種地及び水路、東側は道路及び水路、南側は水路、西側は

	宅地及び雑種地であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 3番	駐車場敷地の案件であります。 4月10日現地調査を行いました。スライドの写真のとおり、現場は荒れており、委員も中に入っていけないような現状でありました。見た目も悪く、駐車場として利用されたほうが良いのではないかと考え、許可相当と考えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号5を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号、番号5を許可することに決定しました。 次に、議案第5号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明書の交付について」の番号1を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第5号、番号1を朗読後、説明】 本証明書の交付については、裁判所の競売や税務署の公売になった農地の入札に際し、農地を取得できない者が最高価買受人になることを未然に防ぐため、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明するものであります。 また、最高落札人が同様の内容で3条許可申請をした場合は、その審査を省略できるとされていますので、この申請で3条許可申請の審査と同様の審査を行うものとされています。 今回の案件は、静岡地方裁判所による競売物件であり、本件の申請地は、高新田コミュニティ防災センターより南へ約200mに位置する市街化区域内の農地です。 願出人においては、牧之原市に居住し、以前から兄が所有する畑にて兄と協働して耕作を行ってきておりました。 兄が病気となったことから、兄に代わり耕作を任せられ、現在は兄の農地6,058㎡を借り受けて耕作を行っているところであります。 今回は、競売に付される住宅とあわせて、農業規模拡大のため、付随する農地を取得したく証明の交付を願い出ているものであります。 農機具等の保有状況についても、問題はありません。 これらのことを考慮し、証明書を交付することは、問題ないと事務局では判断しました。

	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11番	事務局から説明があったとおりです。 4月5日に現地調査を行い、当該土地にはみかんが植わっていました。一部変えているところもあります。 隣接地にある自宅も競売にかけられており、願出人が入札で落札すれば、牧之原市から高新田に住所を移し、農地を荒らさないように管理をする予定とのことです。 もうひとつ気になるところは、願出人の年齢が70代であったことです。失礼ですが、あと10年経って大変になった場合どうなるんですかと確認したところ、現在会社を経営しており、信頼できる事務員がいるため、養子に迎え入れ、耕作を継いでいくとのことでした。おそらく放棄をしないであろう、売ったりすることはないであろうと考え、許可相当と考えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号、番号1を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第5号、番号1を許可することに決定しました。 次に、議案第6号「非農地証明書の交付について」の番号1を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第6号、番号1を朗読後、説明】 申請地の場所でございますが、市立東益津小学校より北東へ約400mに位置する第3種農地です。 現地を確認したところ、現況は農地ではなく、農業用作業所の敷地として利用されていたことを確認しました。 本案件は、相続人不存在であるため、相続財産清算人が申請を行なっているものであります。 提出されている建物登記簿等の資料からも、申請地には昭和51年に作業所が建築され、その後も引き続き、同目的での敷地利用がなされていることが確認されました。 建築主である被相続人等が既に亡くなっていることから、耕作目的以外の利用に供した理由及び農地法の手続きを行わなかった理由は不明であります。 以上の通り、昭和51年から農業用作業所の敷地として利用され、農業用作業所の敷地として既に10年以上が経過しており、農地への復元が容易でないと判断できることから、証明書の交付は止むを得ないものと事務局では判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。

地区委員 10番	4月6日に委員5人で現地調査に行っていました。 昭和51年の線引き前の航空写真にも、当該建物が記録されており、現地調査の時点でも同様でありました。経緯等についても、所有者がすでにお亡くなりになっており、聞くこともできず、やむを得ないと判断させていただきました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号、番号1のとおり許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第6号、番号1を許可することに決定しました。 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第7号を朗読後、説明】 いずれも、経営面積、従事日数など、農業 経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第7号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第8号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 本議題に関係する委員については、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第8号を朗読後、説明】 案件の明細は、表のとおりであります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第8号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第8号を原案のとおり決定しました。 それでは、退出委員の入室をお願いします。 【入室】 次に、議案第9号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」を審議し

	ます。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案を朗読後、説明】 本件は、焼津市農業委員会が行う農地利用の最適化活動及びその他法令事務について、農地の集積率、遊休農地面積等について、本年度の活動の目標等を策定し、ホームページへ掲載、公表するものです。 4月末までに策定した内容を県に報告することになっています。以上、よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
地区委員 10番	議案に出てくる農地の集積とは、面積がどのくらいで集積となるのか、自作農地を集積して耕作を行う場合は集積というのですか。また、作業受託は集積に含まれるのですか。
事務局	議案等で出てくるものについては、他人との貸し借りが成立したものであるため、自作地については議案には含まれていません。面積については、1㎡でも集積となります。 作業受託は含まれていません。
議長	その他質疑はありませんか。 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第9号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第9号を原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、令和6年4月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。